

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 3 日

各地方厚生局 御中

厚生労働省医政局医事課

臨床研修病院が行う新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取組について

臨床研修病院を含めた医療機関の新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点 について」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等（別紙参照）により、適切にご対応いただいているところである。

また、臨床研修病院が取り組む安全管理や研修医の処遇等については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「省令施行通知」という。）、「臨床研修を長期にわたり休止又は中止する場合の取扱いについて」（平成 27 年 2 月 24 日付け医政医発 0224 第 1 号。以下「休止等取扱通知」という。）等により、その取扱をお示ししているところである。

本年 4 月以降、臨床研修病院においては、研修医を一斉に採用し、研修プログラムを開始することとなるが、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、下記の点に特に留意していただくよう注意喚起するので、貴局管内の臨床研修病院に対し周知徹底を図らねたい。

記

- 1 臨床研修病院の管理者は、臨床研修医が医師国家試験受験後に国外に滞在するなどして感染が強く疑われる場合は、滞在国の流行状況等を勘案し、必要に応じて自宅待機等の措置をとるなど、感染拡大防止に向けた取組を行うこと。
- 2 現時点で、依然として国外に滞在している臨床研修予定者がいる場合は、可能な範囲で連絡を取り、速やかに帰国するよう働きかけ、必要に応じて二週間の自宅待機等

を求めるなど、可能な限り早期に臨床研修を開始できるよう対策を講じること。

- 3 さらに、今後の感染状況に応じては、1及び2以外の措置も順次要請されることが想定され、臨床研修病院は、今後とも遺漏の無いよう適切に対応すること。
- 4 研修医が採用後に自宅待機等により研修を休止した場合は、省令施行通知及び休止等取扱通知に規定する90日間を上限とした「その他正当な理由」による休止期間に該当すること。